

工事成績評定結果の公表の試行に係る基本方針（案）

平成15年2月13日

東京都財務局

1 目的

公共工事の透明性をより向上させるため、工事成績評定結果の公表を施行する。

2 対象工事

平成15年4月1日以降に完了する請負工事で、予定価格が下記の一定規模以上のものとする。

- 土木工事（橋梁、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、PCけた、鋼けた） 3億2千万円以上
- 建築工事 4億円以上
- その他工事（道路舗装、塗装、電気、給排水衛生、空調、機械、その他） 1億円以上

3 公表の内容

東京都工事成績評定要綱の別記第10号様式の「工事成績評定通知書」（別表項目別評定表を含む）の写しとする。

4 公表の方法

公表の対象工事を主管する局又は所の契約担当課において、閲覧により公表する。

5 公表の時期及び期間

- (1) 公表の時期は、原則として、当該工事の請負者へ「工事成績評定通知書」により通知した翌日から起算し、1カ月以内とする。
- (2) 公表の期間は、翌年度末までの間とする。

6 適用日

平成15年4月1日より適用する。

7 その他

全面公表の時期は、平成15年度の試行結果等を踏まえ検討する。
なお、全面公表の時期の目標は、平成16年度からとする。